

●香川県告示第10号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 令和2年香川県告示第174号（海岸保全区域の指定）で指定した吉田漁港の海岸保全区域は、廃止する。

令和3年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	吉田漁港	吉田漁港（吉田地区）海岸	<p>1 指定場所 小豆郡小豆島町吉田字川向、字家ノ上、字角田、字二ノ坪、字北畑、字掛り場地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点26までを順次に結んだ線、基点26と補助点13とを結んだ線、補助点13から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 二等三角点 吉田 （北緯34度33分46秒. 1326、東経134度20分55秒. 7273） 基点1 基準点から156度31分、距離253.3メートルの地点 基点2 基点1から238度25分、距離41.5メートルの地点 基点3 基点2から316度11分、距離17.5メートルの地点 基点4 基点3から272度57分、距離46.0メートルの地点 基点5 基点4から288度55分、距離163.9メートルの地点 基点6 基点5から260度05分、距離60.7メートルの地点 基点7 基点6から232度16分、距離34.0メートルの地点 基点8 基点7から212度31分、距離48.8メートルの地点 基点9 基点8から186度32分、距離35.9メートルの地点 基点10 基点9から145度40分、距離26.4メートルの地点 基点11 基点10から122度15分、距離20.0メートルの地点 基点12 基点11から190度29分、距離24.0メートルの地点 基点13 基点12から103度14分、距離44.7メートルの地点 基点14 基点13から197度51分、距離99.1メートルの地点 基点15 基点14から219度38分、距離24.4メートルの地点 基点16 基点15から252度56分、距離135.6メートルの地点 基点17 基点16から238度39分、距離94.1メートルの地点 基点18 基点17から258度30分、距離52.6メートルの地点</p>

基点19 基点18から212度59分、距離39.4メートルの地点
 基点20 基点19から166度18分、距離18.7メートルの地点
 基点21 基点20から71度25分、距離76.6メートルの地点
 基点22 基点21から82度39分、距離156.2メートルの地点
 基点23 基点22から154度48分、距離143.5メートルの地点
 点
 基点24 基点23から139度44分、距離50.7メートルの地点
 基点25 基点24から113度31分、距離79.1メートルの地点
 基点26 基点25から89度48分、距離19.8メートルの地点
 補助点1 基点1から43度01分、距離29.4メートルの地点
 補助点2 基点1から105度00分、距離41.3メートルの地点
 点
 補助点3 基点2から182度19分、距離36.1メートルの地点
 点
 補助点4 基点5から138度58分、距離59.9メートルの地点
 点
 補助点5 基点6から157度56分、距離55.5メートルの地点
 点
 補助点6 基点11から26度10分、距離37.0メートルの地点
 補助点7 基点13から43度27分、距離69.4メートルの地点
 補助点8 基点14から89度08分、距離120.1メートルの地点
 点
 補助点9 基点15から115度59分、距離167.0メートルの地点
 点
 補助点10 基点22から78度04分、距離30.8メートルの地点
 補助点11 基点24から7度22分、距離31.2メートルの地点
 補助点12 基点26から52度23分、距離25.2メートルの地点
 補助点13 基点26から89度48分、距離20.0メートルの地点